

第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループへの意見
(委員：小畑良晴)

2016年2月24日

○開示内容の整理

＜決算短信・四半期短信＞

- 四半期開示の一本化の記載が全く抜けている。四半期短信と四半期報告はどちらも速報の役割が強く、これまでも、四半期開示は整理する方向で議論されてきたはずである。四半期開示の一本化(四半期報告への一本化)の方向性は必ず打ち出して頂きたい。
- 非監査の速報情報として、決算短信の記載事項を限定し、企業の自由度を高めるという東証の意図は理解するが、この変更では、企業の自由度は全く高まらず、これまでと同様の対応となり、「速報」としての決算短信の位置づけにはほど遠い。
- 決算短信で一律に求めるのはサマリー情報のみとして、残りの情報は全て企業の任意の開示とすべきである。具体的には、連結財務諸表を含めた「一律に記載を要請する事項」は、速報性・非監査性という決算短信の性質を考えると、任意の開示として整理して頂きたい。加えて、業績予想開示も、開示内容は自由化されたが、未だ「要請」されており、要請を実質的に義務と捉え、従前と同様の形式による開示をしている企業がほとんどであることから、「要請」でなく、企業の任意開示として整理すべきである。更に、「投資判断に有用な情報の追加に係る要請」は、速報性開示に資するとは考えられず、投資判断に有用な情報は企業毎に異なるものであり、敢えて東証が具体的な例を示すことは、必要以上の開示を実質的に義務付けている懸念があり、確実に削除すべきである。
- 現在の要請事項のうち、「経営成績等」の「分析的な記載」から「概況の記載」に変更するとの提案だが、言葉だけを変更して「速報」に対応したと主張されても、作成者としてはこれまでと同様の対応しかできない。「要請」ではなく、任意の開示として整理し直すべきである。
- 「財務諸表」も、「財務諸表の精査が完了していない場合であって、それらを開示しなくても投資判断を誤らせる恐れがない場合に、開示不要」とあるが、この様な中途半端な記載をされても、実務は変わらない。また、「開示可能となった時点で追加的に開示を要請」も合わせて削除すべきである。本来的に「開示可能となった時点」は、金商法による監査又はレビューが終了した時点であり、現在の枠組みにおいても、有価証券報告書又は四半期報告書の中で財務諸表は開示済であり、敢えて追加的に開示を要請する必要性はない。企業の負担は軽減されない。「要請」ではなく、任意の開示として整理し直すべきである。

＜事業報告＞

- ひな型はひな型に過ぎず、会社法施行規則を満たせば経団連ひな型の通りである必要はないのは自明である。よって、p4の「経団連ひな型に従う必要はなく」の記載は不要である。事業報告の開示は、その目的に照らして企業が創意工夫を凝らすことこそが重要であり、経団連ひな型の各項目に

において、有報の開示でも許容されると考えられる場合に、逐一有報の開示でも問題ないと記載するのは違和感がある。

- 事業報告は財務情報のサマリーを提供すべきものであり、作成者は、会社法開示の役割を逸脱したプロ向け注記(賃貸等不動産の開示・金融商品の時価情報の開示等)を見直すべきと強く考えており、今後の検討課題として、報告書に書き込んでいただきたい。

<有価証券報告書>

- 「経営方針」の開示は、有報・事業報告の「対処すべき課題」にエッセンスが散りばめられており、画一的開示に馴染まない。「戦略」の記載も求めるとあるが、「経営戦略」の様な機微に触れる情報を、虚偽記載に罰則を伴う有報で要求しても、定型的な開示になるおそれがある。両者とも IR 等を通じた企業の自主開示に任せるべきである。
- p4 の①～③の開示は、本当に開示の合理化に資するのかが、具体的な開示のイメージを示してもらいたい。そうでなければ判断がつかない。
- 別記事業の開示の整理(例えば、銀行業の中間監査)は強く要望するところであり、今回議論が尽くされないとしても、今後の検討課題として報告書に書き込んでいただきたい。

○株主総会の7月開催

- 株主総会の7月開催は、1つのオプションであり、「要請」「推奨」しない点には強く同意する。昨年経団連で行ったアンケート調査でも7月総会を支持する企業の意見は皆無であった。
- 7月総会の理由として「監査時間の確保」とあるが、現状、監査時間が不足しているという認識はない。JICPAには、監査の品質を高め、監査の効率化のために IT 投資に努める、監査人の人材教育に時間を割くなどの奮起を求めたい。
- 7月総会では、役員を選解任を2Qに入ってから行うこととなり、経営の遅れに直結する。また総会が1Q決算作業と被り、実務対応が困難である。この様な経営のデメリットも併記すべきである。
- 決算日と基準日を違える前提の記載だが、まず、基準日の有効期間を4ヶ月に延ばす対応を検討するべきではないのか。

○フェア・ディスクロージャー・ルール

- 資料 p9・10 のその他の論点は、今回のテーマとやや異なる内容であり、いずれも喫緊の課題ではないので、今回殊更に取り上げる必要はない。
- 特に、フェア・ディスクロージャー・ルールが導入されれば、企業が萎縮して、投資家との個別の IR ミーティングを忌避することにつながり、建設的な対話の促進から大きく逆行する。企業から問題が生じているという声は聞かない。逆に導入することで混乱が生じるのではないのか。

以上